

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---





## 1. 計画策定の背景

---

国では、平成 14 年に「新障害者基本計画」が策定され、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の基本方向として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられています。この計画は、前身の計画である「障害者対策に関する新長期計画」の「ノーマライゼーション※<sup>1</sup>」や「リハビリテーション※<sup>2</sup>」の理念を継承し、かつ、「施設から地域生活への移行」及び「入所施設は真に必要なものに限定」という方針が明確に打ち出されるなど、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざしています。

また、平成 18 年 10 月、「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とし、「障害者自立支援法」が全面施行されました。同法は、「支援費制度」の利用契約制度を承継し、障害種別ごとに提供されていたサービスを市町村が一元的に提供するしくみに改めました。また、働く意欲や能力のある障害のある人の就労支援を強化し、さらに、障害のある人の地域移行をシステム化しました。一方で、この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたことなどについて様々な意見があり、同法は廃止される予定となっています。

こうしたなか、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて検討が進められてきました。さらに、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、さらには「障害者差別禁止法（仮称）」の検討など、新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

三田市では、平成 18 年度に策定した「三田市第 3 次障害者福祉基本計画」のもと、すべての市民が同じように生活し活動できる社会、また、家庭や住みなれた地域において、生涯ともに安心して暮らせる地域福祉社会の実現にむけて取り組んできました。「三田市第 3 次障害者福祉基本計画」は平成 23 年度が最終年度でもあることから、計画の評価・見直しを行うとともに、障害福祉施策や障害のある人を取り巻く状況の変化等に対応し、引き続き障害のある人の福祉の増進等の取り組みを一層進めるため、新たに「三田市第 4 次障害者福祉基本計画」を策定しました。

---

※<sup>1</sup> **ノーマライゼーション**：【Normalization】常態化、正常化、標準化。障害のある人や高齢者等社会的にハンディキャップを負う人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベクト・ニリエにより提唱。

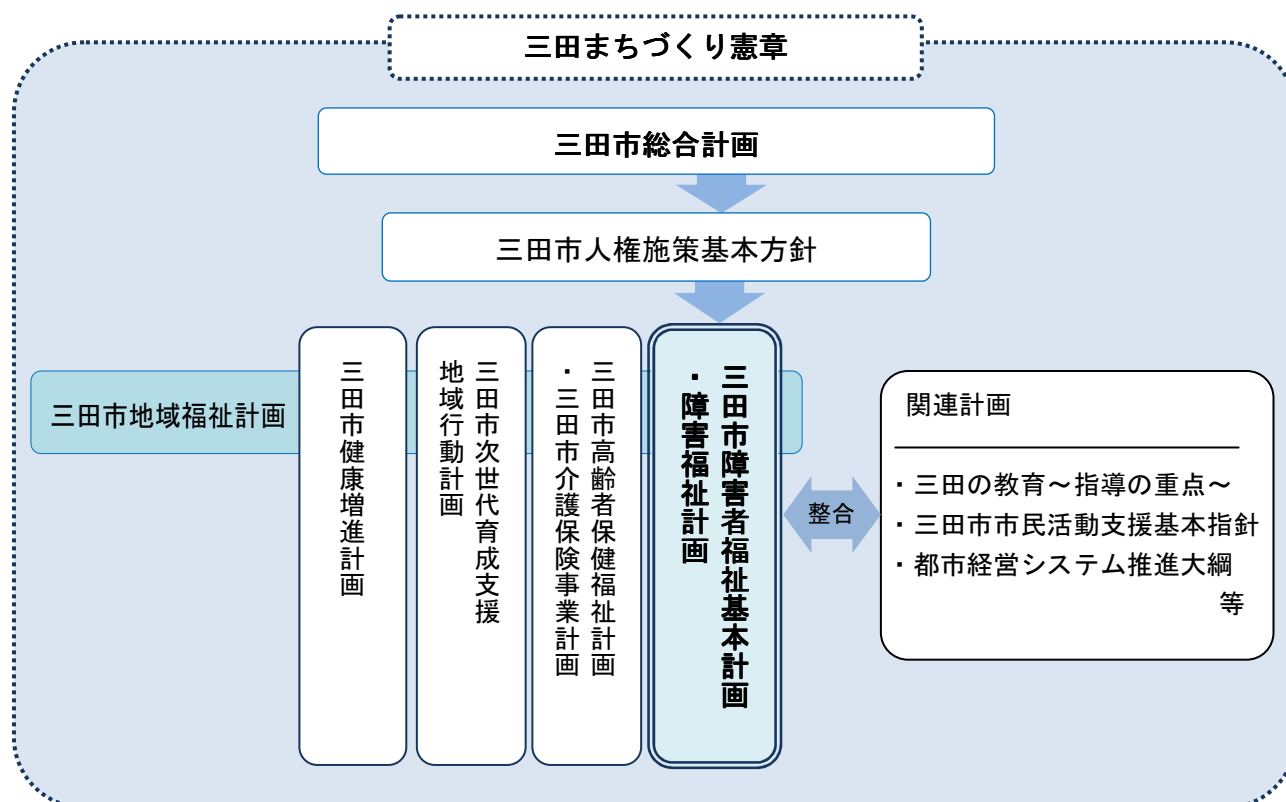
※<sup>2</sup> **リハビリテーション**：【Rehabilitation】人権の視点に立って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的に実施されることにより、障害のある人のライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利を回復させるという概念。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条に規定する「市町村障害者計画」として策定するものです。また、「三田まちづくり憲章」の理念に基づく「三田市総合計画」のもと、「三田市人権施策基本方針」を踏まえ、本市における障害者福祉の方向性や目標、具体的な取り組みを示しています。さらに、策定にあたっては、「三田市地域福祉計画」をはじめとする福祉関連計画や、教育、まちづくり、市民活動等に関する他の計画や方針等を踏まえ、整合を図るものとしします。

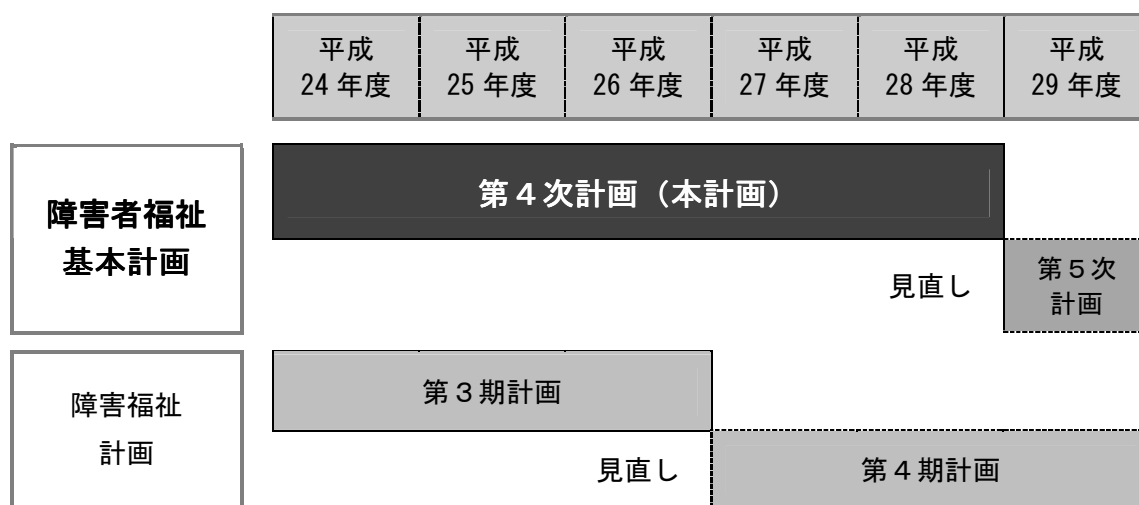
### \*三田市障害福祉計画について\*

「三田市障害福祉計画」は、障害者自立支援法の第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもので、「三田市第4次障害者福祉基本計画」のもとに、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業に関する事項を定めています。



### 3. 計画の期間

本計画は、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間を計画期間とします。また、「三田市障害福祉計画」については、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年を第 3 期計画期間とします。なお、計画期間中には、新たな法律の制定等も予定されており、国の指針等に  
従い見直しを行う可能性もあります。



### 4. 計画の対象

本計画で対象とする人とは、年齢に関わらず、身体障害<sup>※1</sup>、知的障害<sup>※2</sup> または精神障害<sup>※3</sup> がある人をはじめ、発達障害<sup>※4</sup> のある人や発達に課題のある人、難病患者など、障害や病気のために日常生活や社会生活において支援を必要とする人を対象とします。

さらに、本計画では、障害のある人とその家族、それらを取り巻く関係機関・団体、事業者、地域住民等すべてを対象とします。

- ※<sup>1</sup> **身体障害(者)**：身体障害者福祉法で、同法「別表に掲げる障害（視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害）がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」（第 4 条）と定義される。
- ※<sup>2</sup> **知的障害(者)**：知的障害者福祉法等には定義がなく、国の通知に基づき、都道府県知事（知的障害者更生相談所）が交付する「療育手帳の交付を受けた者」をいう。
- ※<sup>3</sup> **精神障害(者)**：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」（第 5 条）と定義される。同法の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者だけでなく、自立支援医療費の利用者等も含まれる。
- ※<sup>4</sup> **発達障害(者)**：発達障害者支援法で、「「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」（第 2 条）と定義される。